

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会社名 ニチハ株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 洋 一 郎
(コード番号 7943 東証・名証各第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 豊田 滋 夫
(TEL 052-220-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 69 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告の方法に関して、閲覧の利便性の向上および費用の削減のため、日刊新聞紙に掲載する方法から電子公告による方法に変更するものであります(変更案第 5 条)。また、事故その他のやむを得ない事由によりこの方法が採れない場合に備え、予備的公告方法についても定めるものであります。
- (2) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)および会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、以下の理由により、定款の変更をするものであります。
 - ア、単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式について行使することのできる権利の範囲を定めた、変更案第 13 条(単元未満株主の権利)を新設するものであります。
 - イ、株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
 - ウ、取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 26 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (3) 上記のほか、会社法に基づく必要な規定の加除・修正および移設、これに伴う条数の変更、会社法上の用語との整合性の確保など全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)

以 上

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="379 376 619 409">第1章 総 則</p> <p data-bbox="379 450 512 483">(新 設)</p> <p data-bbox="236 734 411 768">(公告の方法)</p> <p data-bbox="220 775 786 842">第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p data-bbox="379 987 619 1021">第2章 株 式</p> <p data-bbox="236 1061 531 1095">(発行する株式の総数)</p> <p data-bbox="220 1102 786 1236">第5条 当社の発行する株式の総数は8千万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p data-bbox="379 1274 512 1308">(新 設)</p> <p data-bbox="236 1420 472 1453">(自己株式の取得)</p> <p data-bbox="220 1460 786 1594">第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p data-bbox="236 1635 786 1702">(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p data-bbox="220 1709 786 1776">第7条 当社の1単元の株式の数は100株とする。</p> <p data-bbox="252 1816 786 1883">② 当社は1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</p>	<p data-bbox="970 376 1209 409">第1章 総 則</p> <p data-bbox="826 450 943 483">(機 関)</p> <p data-bbox="810 490 1377 557">第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol data-bbox="874 564 1082 698" style="list-style-type: none">1. 取締役会2. 監査役3. 監査役会4. 会計監査人 <p data-bbox="826 734 970 768">(公告方法)</p> <p data-bbox="810 775 1377 954">第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p data-bbox="970 987 1209 1021">第2章 株 式</p> <p data-bbox="826 1061 1090 1095">(発行可能株式総数)</p> <p data-bbox="810 1102 1377 1169">第6条 当社の発行可能株式総数は8千万株とする。</p> <p data-bbox="826 1274 1002 1308">(株券の発行)</p> <p data-bbox="810 1314 1377 1382">第7条 当社はその株式に係る株券を発行する。</p> <p data-bbox="826 1420 1090 1453">(自己の株式の取得)</p> <p data-bbox="810 1460 1377 1594">第8条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p data-bbox="826 1635 1377 1702">(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p data-bbox="810 1709 1377 1776">第9条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p data-bbox="842 1816 1377 1883">② 当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) <u>第8条</u> 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の再発行、单元未満株式の買取りおよび買増し請求の取扱い、その他株式に関する取扱いならびに手数料については取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人) <u>第9条</u> 当会社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、单元未満株式の買取りおよび買増し請求の取扱いその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株式取扱規則) <u>第10条</u> 当会社の株券の種類、株主（<u>実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。</u>）の氏名等株主名簿記載事項の変更、单元未満株式の買取りおよび買増し請求の取扱い、その他株式に関する取扱いならびに手数料については取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 当会社は<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(基準日) <u>第10条</u> 当会社は<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>	<p>(第14条に移設)</p>
<p>② <u>前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(单元未満株式の買増し請求) <u>第11条</u> 单元未満株式を有する株主は、その单元未満株式の数と併せて1单元の株式数となるべき数の株式を自己に<u>売り渡すべき旨</u>を当会社に請求することができる。</p>	<p>(单元未満株式の買増し請求) <u>第12条</u> 单元未満株式を有する株主は、その单元未満株式の数と併せて<u>单元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨</u>を当会社に請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 3 章 株主総会 (移 設)</p> <p>第12条 (条文の記載省略)</p> <p>(議 長) 第13条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>(決議要件) 第14条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めのある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に<u>あたる</u>多数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(单元未満株主の権利) 第13条 当会社の单元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. <u>法令により定款をもってしても制限することができない権利</u></p> <p>2. <u>株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>3. <u>单元未満株式の買増し請求をする権利</u></p> <p>第 3 章 株主総会 (基準日) 第14条 当会社は毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、<u>定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第16条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(決議要件) 第17条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に<u>当たる</u>多数をもって行う。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第18条 当会社は株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) <u>第15条</u> 株主が代理人によって議決権を行使しようとする場合には、その代理人は当会社の議決権を有する株主でなければならない。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>第16条</u> (条文の記載省略)</p> <p>(選 任) <u>第17条</u> 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議については累積投票によらない。</p> <p>(任 期) <u>第18条</u> 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) <u>第19条</u> 取締役会の決議をもって、当会社を代表する取締役を定める。</p> <p>② 取締役会の決議をもって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(議決権の代理行使) <u>第19条</u> 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p> <p>(選 任) <u>第21条</u> (現行どおり)</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任 期) <u>第22条</u> 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) <u>第23条</u> 取締役会は取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者および議長) <u>第20条</u> 取締役会は取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに<u>代る</u>。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) <u>第24条</u> 取締役会は取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに<u>代わる</u>。</p>
<p><u>第21条</u> (条文の記載省略)</p>	<p><u>第25条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) <u>第26条</u> 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。</p>
<p>(取締役会の規定) <u>第22条</u> 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会の規定) <u>第27条</u> 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p><u>第23条</u> (条文の記載省略)</p>	<p><u>第28条</u> (現行どおり)</p>
<p>(選 任) <u>第24条</u> 監査役は株主総会において選任する。</p>	<p>(選 任) <u>第29条</u> (現行どおり)</p>
<p>② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任 期) <u>第25条</u> 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>	<p>(任 期) <u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>
<p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役および常任監査役) <u>第26条 監査役は互選をもって常勤の監査役を定める。また、監査役の互選をもって別に常任監査役を定めることができる。</u></p>	<p>(常勤監査役および常任監査役) <u>第31条 監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する。また、監査役会は監査役の中から別に常任監査役を選定することができる。</u></p>
<p>第27条 (条文の記載省略)</p>	<p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会規程) <u>第28条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(監査役会規程) <u>第33条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>(営業年度および決算期) <u>第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末日をもって決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度) <u>第34条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
<p>(利益配当金) <u>第30条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当) <u>第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p>
<p>(移 設)</p>	<p>② 前項のほか、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(中間配当) <u>第31条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という。以下同じ。）を行うことができる。</u></p>	<p>(第35条第2項に移設)</p>
<p>(配当金等の除斥期間) <u>第32条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) <u>第36条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>